

告示

埼玉県告示第三百三十五号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

小川町	令和二年度	地籍図四十八枚	青山二地区（大	令和四年四月
	令和三年度	地籍簿一冊	字青山の一部）	七日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日	証